まちづくり活動等に対する備品貸出要領

**１　趣　旨**

　　まちづくり活動や公益的活動を行う団体の活動を支援し、地域の活性化・まちづくり活動の充

実を趣旨とし、まちづくり組織連絡会（学区まちづくり組織所有）の備品の貸出を行う。

**２　貸出対象**

　　まちづくり団体（まちづくり認定組織・行政区）及び市民活動団体、ボランティア団体等（以下「申請者」という。）の地域まちづくり活動や公益的活動を対象とする。

**３　貸出備品**

　　別紙備品リスト一覧のとおりとする。

**４　使用区域**

　　小美玉市内とする。

**５　使用料**

　　使用料は無料とする。ただし、備品に使用する燃料などの消耗品代は申請者負担とする。

**６　貸出期間**

　　貸出期間は、原則として**５**日以内とする。

**７　申　請**

　　申請者は、使用する５日前までに小美玉市役所市民協働課に「備品貸出申請書」を提出、または、Logoフォーム「コミュニティ備品貸出申請フォーム」からの申請とする。

　なお、事前に空き状況を確認する場合は、市民協働課が各学区まちづくり組織と調整を行う。

**８　貸　出**

　　申請者は貸出当日に、備品貸出申請書の（写）、または指定のLogoフォーム申請の受付番号を提示し、各学区まちづくり組織の指定された場所において貸出を行う。

**９　返　却**

　　申請者は、使用後速やかに各学区まちづくり組織の指定された場所へ返却を行う。

**10　目的外使用及び転貸の禁止**

　　申請者は、借り受けた備品を自らの責任において管理し、貸出目的以外の使用または転貸を禁

ずる。

**11　故障等への対応**

（１）貸出中に申請者の過失により損害や破損が生じた場合は、申請者が責任を持って修理する

こと。

（２）備品の使用中の事故やけが等については、申請者の責任で対応するものとする。

　　附　則

　　　この要領は、平成２５年１２月２日から施行する。

　　　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

この要領は、令和５年6月26日から施行する。

**地域まちづくり活動等に対する備品貸出フロー(備品借用申請書)**

**各学区まちづくり組織**

**市民協働課**

**申　請　者**

1. 貸出の申請　　　　　　　　　　　　**②**各学区まちづくり　　　　　　　　　**③**貸出状況の確認

組織との調整

**④**貸出状況の返答

**⑤**備品貸出申請書　　　　　　　　　　**⑥**受付

申請書の写しコピー

**⑦**借用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**⑧**貸出

(※)借用時にコピーの提示が必要

**⑨**使用・返却　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**⑩**備品のチェック

終　了　　　　　　　　　　　　**⑪**返却の報告

**地域まちづくり活動等に対する備品貸出フロー(Logoフォーム申請)**

**各学区まちづくり組織**

**市民協働課**

**申　請　者**

1. Logoフォーム　　　　　　　　　　**②**申請内容の確認　　　　　　　　　**③**貸出状況の確認

の申請

④貸出受付決裁

(※)受付番号を共有

受付番号の保存

申請者へ許可の連絡

**⑤**借　　用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑥貸出

(※)借用時に申請受付番号の

提示が必要

**⑦**使用・返却　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**⑧**備品のチェック

終　了　　　　　　　　　　　　　⑨返却の報告